主 文

本件抗告を却下する。

抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由

最高裁判所が抗告に関して裁判権をもつのは、訴訟法において特に最高裁判所に 抗告を申し立てることを許した場合に限られ、民事事件については、民訴四一九条 ノニに定められている抗告のみが右の場合に当る。本件抗告理由中、特別抗告制度 が憲法違反であるとの主張は、適法な同条の抗告理由ではなく(昭和二七年一〇月 一五日最高裁判所大法廷決定、民集六巻八二七頁参照)、その余の論旨は、違憲を いうもその実質は単なる法令違反を主張するにすぎず、同条所定の場合に当らない と認められるから、本件抗告を不適法として却下し、抗告費用は抗告人の負担とす べきものとし、主文のとおり決定する。

昭和三八年一一月二一日

最高裁判所第一小法廷

夫	潤	坂	飯	下	裁判長裁判官
郎	俊	江		入	裁判官
郎	朔	藤		斎	裁判官
吾	諽	部		長	裁判官